

遠い昔からさまざまな歴史はあります。そのふるさとの歴史を一つ紹介していくページです。

2015

# 新しい村の成立と発展

■みなさん、あけましておめでとうございました。昨年は「ふるさと再発見シリーズ」をご愛読いただきありがとうございました。このコーナーでは、ことしも引き続きわがふるさと岩室についてご紹介していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。ではシリーズ第十三回目の今回は、「新しい村の成立と発展」と題して、明治期の本村の様子をご紹介します。

## ●新しい村の成立と発展

明治十一年（一八七八）七月二十二日、政府は郡区町村編成法を公布し、新潟県でも翌年四月一日実施されました。これによって、明治以降づけられた大小区制は廃止され、新潟県には新潟区蒲原三郡（明治十九年東蒲原郡が福島県より編入され四郡となる）、頸城三郡、魚沼三郡、三島郡、刈羽郡、古志郡、佐渡三郡などの郡区ができ、岩室地方は西蒲原郡（間瀬村は二十九年まで三島郡に所属）に属しました。

明治十二年には「町村会規則」、十三年には「区町村令法」が制定され各地で町村会が生まれ、岩室地方では同十三年一月和納村で村會議員が選出されました。

しかし、小村では戸長、村会という機構を画一的に設けることの弊害もあり、連合戸長役場、連合町村会議を設置するなどの過程を経て、明治二十二年六月町村合併を推進しました。

この結果、岩室地区には新たに石瀬村・船越村となり、間瀬村は從来どおりで、こ

越村・岩室村・鴻ノ巣村・間瀬村が誕生、各村に村長、村委会、村役場がおかることになりました。

村委会は、村の決議機関としての性格・権限も強化されるとともに、村委会議員の選挙は納税額によって選挙、被選挙権が与えられ、一戸をかまえた男子二十五歳以上で、

●伊藤佐武郎と自由民権運動

明治政府が強引に諸政策を断行しつつあるところ、自由民権運動が全国に波及し、村々の豪農層が多く参加しました。岩室地方で熱心にこの運動をすすめたのは、和納にあって

明治初年以来、庄屋、戸長、副大区長などをつとめ大河津分水工事、地租改正事業、小学校建設などにおいて村の指導者として活躍していた伊藤左武郎でした。

それに、明治期に岩室地区から選出された県議は、伊藤左武郎が明治十六年から十八年までの二期つとめただけでした。

●村の運営と財政

明治十二年（一八七九）五月、郡区長、戸長の職務概目に関する通達により「県令—郡区長—戸長」の地方制度が確立、これによって「県会—郡区内総町村連合—村会」の組織も整備されたといわれます。更に、明治二十二年の市制、町村制の実施により市町村長がおかれて、市町村会も市町村の決議機関となり地方制度が確立しました。

当時の町村長は任期四年の名誉職で、町村会において年令満三十歳以上で選挙権を有する者から選挙することになっていました。また、議員も名誉職で任期は六年、三年ごとに半数が改選され、いずれも報酬はうけていませんでした。（今回紹介した内容は、岩室村史から抜粋して掲載したもので、詳しくは、岩室村史をご覧ください。）

お詫びします

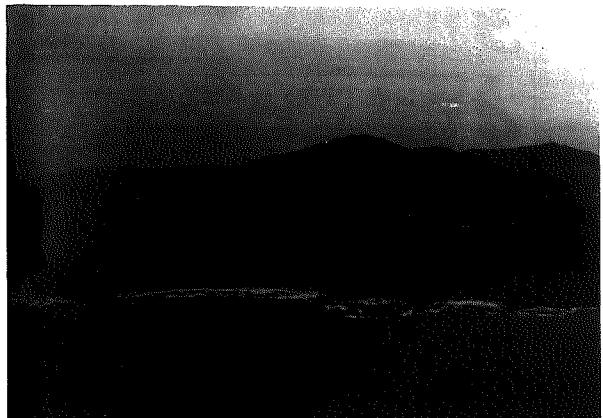
広報12月号15ページのおくやみ欄に、故若杉ユリ子さん（平成4年10月24日没・和納11区）の氏名が欠落していましたこと、ここに深くお詫び申し上げ、ご冥福を心からお祈り申し上げます。

# 工事のため全面通行止となります

今月十八日から二月九日まで、村道西中・卷線（通称広域九号線）が工事のため全面通行止（左図）となります。みなさんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力を

お願いします。  
なお、迂回路については、表示板に従ってください。

●工事期間：1月18日～2月9日  
まで全面通行止となります。



▲時代の夜明けとともに変遷してきた岩室村

